

公益財団法人やまがた^{もり}森林と緑の推進機構定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人やまがた^{もり}森林と緑の推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県山形市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、山形県内において、森林の適切な整備に関する事業及び緑化の推進に関する事業等を行うことにより、水源のかん養・県土の保全・温暖化防止等森林の公益的機能の高度発揮による県民の生活環境の保全、県民生活に必要な木材の安定供給、林業生産性の向上、林業担い手の労働環境及び雇用の改善、県民総参加による緑化の促進を図り、もって潤いのある県土づくりと農山村経済の振興等に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 森林経営管理制度の支援に関する事業
- (2) 分収林経営管理に関する事業
- (3) 森林の経営及び施業の受託に関する事業
- (4) 木材の生産販売に関する事業
- (5) 林業事業体の活性化支援に関する事業
- (6) 緑化と森林づくりに関する事業
- (7) 森林環境学習と木育の推進に関する事業
- (8) 緑の募金に関する事業
- (9) 森林公園等の管理運営に関する事業
- (10) 公益団体の活動支援に関する事業
- (11) その他この法人の目的達成に必要な事業及びこれに関連する事業

2 前項の事業については、山形県内において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために必要なものとして理事会で定めた財産とし、基本財産の一部を処分し、若しくは担保に提供しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 特定資産は、公益事業を実施するために必要な財産であって、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする

4 基本財産は、この法人の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 この法人の財産の管理、運用方法については、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記した書類については、毎年事業年度開始の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号までの書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職の状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠

の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に関する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度経過後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会へ出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議に対して特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を専務理事又は常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事又は常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員並びに会計監査人の選任)

第22条 この法人の理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第25条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業の年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業の年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業の年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身故障のため職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が前項1号から3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨、解任した理由を解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、かつ報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬は、監事の同意を得て理事会において定める。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、同法第114条第1項の要件を満たす場合には、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のない場合において、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第30条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定に基づき、外部役員（この法人の理事又は監事であって、理事長及び専務理事並びに常務理事又は使用人でなく、かつ過去にこの法人の理事長及び専務理事並びに常務理事

又は使用人となったことのないものをいう。以下この条について同じ。)の任務を怠ったことによる当該外部役員(外部役員であったものを含む。)の損害賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、5万円と同法第198条において準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第31条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(召集)

第33条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を召集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定によって召集された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議に対して特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した監事及び理事長が記名押印する。ただし、第34条第2項により召集された理事会の場合は、出席した理事と監事の全員が記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の議決を経て、公益目的財産残額に相当する額を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項17号に掲げる法人又は国若しくは山形県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法認定法第5条第1項17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによって行う。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運用に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（「関係法律整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般法人法及び関係法律整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 第7条の規定にかかわらず、前項の設立登記の日を開始日とする事業年度における同条に規定する書類については、設立の登記の日以後、速やかに理事長が作成し理事会の承認を受けるものとする。

- 4 この法人の公益法人移行日の前日以前に制定された人事、服務関係等に係る諸規程については、この定款に基づき制定されたものと看做す。この場合において、当該諸規程中、「財団法人」とあるのは「公益財団法人」と読み替える。
- 5 この法人の最初の評議員は、相澤喜浩、大友恒則、金子仙之助、菅野滋、木村一義、後藤幸平、佐藤景一郎、庄司和敏とする。
- 6 この法人の最初の理事は亀井浩之、菊田正廣、佐藤新、細野武司とする。
- 7 この法人の最初の理事長を細野武司とし、常務理事を亀井浩之とする。
- 8 この法人の最初の監事は小笠原健、佐藤宏昭とする。
- 9 この法人の最初の会計監査人は田牧大祐とする。
- 10 公告方法の変更は、合併承認の評議員会における決議のあった日から施行する。
- 11 公益財団法人山形県林業公社と公益財団法人山形県みどり推進機構の合併による定款の変更は、合併が効力を生ずる日から施行する。
- 12 この法人の名称変更は、公益財団法人山形県林業公社と公益財団法人山形県みどり推進機構の合併が効力を生ずる日から施行する。
- 13 公告方法の変更は、評議員会における決議のあった日(令和3年6月30日)から施行する。